

平成二十七年三月二十五日

青森県教育委員会第七百九十四回定例会

期日 平成二十七年三月二十五日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 報告

報告第一号 議案に対する意見について

三 議案

議案第一号	青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則案	2
議案第二号	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案	6
議案第三号	青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案	8
議案第四号	青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案	9
議案第五号	青森県立学校学則の一部を改正する規則案	10
議案第六号	青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則案	11
議案第七号	青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案	12
議案第八号	青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案	13

四 その他

青森県立高等学校将来構想検討会議第一分科会報告について ……………

職員の懲戒処分の状況 ……………

五 委員長選挙

六 閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

一 平成二十六年度青森県一般会計補正予算（第五号）案（教育委員会所管分）

議案第一号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則案

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、必要と認められるものを最近の委員会に報告しなければならぬ。

第三条第一項第一号中「第一条第六号」を「第一条第一項第六号」に改める。

(青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「委員、教育長」を「教育長、委員」に改める。

(青森県教育委員会会議規則の一部改正)

第三条 青森県教育委員会会議規則(昭和四十年九月青森県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二章 委員長職務代行者の選任方法(第四条・第五条)

第二章 会議

第一節 総則(第六条—第十一条)

第一節 総則(第四条—第九条)

第二節 発議及び動議(第十二条・第十三条)

第二節 発議及び動議(第十条・第十一条)

第三節 発言(第十四条—第十七条)

第三節 発言(第十二条—第十五条)

第四節 採決(第十八条—第二十一条)

第四節 採決(第十六条—第十九条)

第三章 会議録(第二十条—第二十三条)

目次中

に改める。

第四章 会議録（第二十二條―第二十五條）

第五章 紀律（第二十六條・第二十七條）

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第二章を削る。

第三章第一節中第六條を第四條とし、第七條から第十條までを二條ずつ繰り上げる。

第十一條第一項中「法第十三條第六項ただし書」を「法第十四條第七項ただし書」に改め、同條を第九條とする。

第三章第二節中第十二條を第十條とし、第十三條を第十一條とする。

第三章第三節中第十四條を第十二條とし、第十五條から第十七條までを二條ずつ繰り上げる。

第三章第四節中第十八條を第十六條とし、第十九條から第二十一條までを二條ずつ繰り上げる。

第三章を第二章とする。

第四章中第二十二條を第二十條とする。

第二十三條第一項第二号中「出席委員及び欠席委員」を「出席者及び欠席者」に改め、同項第四号中「委員又は教育長等」を「教育長又は委員等」に改め、同條を第二十一條とする。

第二十四條を第二十二條とし、第二十五條を第二十三條とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第二十六條を第二十四條とし、第二十七條を第二十五條とする。

第五章を第四章とする。

（青森県教育委員会公告式規則の一部改正）

第四條 青森県教育委員会公告式規則（昭和四十年九月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「第十四條」を「第十五條」に改める。

（青森県教育委員会会議傍聴規則の一部改正）

第五條 青森県教育委員会会議傍聴規則（平成十三年十二月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第四章 紀律（第二十四條・第二十五條）

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十六条第一項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十六条第一項」とする。
- 3 改正法附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会会議規則第十一条第一項中「法第十三条第六項ただし書」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の法第十三条第六項ただし書」とする。
(青森県教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正法附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会公告式規則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会公告式規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条」とする。
(青森県教育委員会会議傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 改正法附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会会議傍聴規則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員

会会議傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長に委任された事務を教育委員会に報告することについて定める等所要の整備を行うため提案するものである。

議案第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第四条第二号中「委員、教育長」を「教育長、委員」に改め、同条第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 総合教育会議に関すること。

第六条第十五号及び第十二条第三項第二号中「市町村立幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。
第十四条第三項を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則第一条の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則第一条及び第十四条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八条第二項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年

法律第六十二号)第十八条第二項」と、第十四条第三項中「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき」とあるのは、「教育長に事故があるとき」とする。

提案理由

総合教育会議に関する事務を教育政策課に、幼保連携型認定こども園の教員の研修に関する事務を学校教育課及び教育事務所に所掌させることとし、その他所要の整理を行うため提案するものである。

議案第三号

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則

青森県総合学校教育センター組織規則（平成十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の教員の研修に関する事務を義務教育課に所掌させることとするため、提案するものである。

議案第四号

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則（昭和四十九年七月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県教育支援委員会の設置等に関する規則

第一条中「の適切な就学」を「への教育支援の充実」に、「就学指導」を「教育支援」に改める。

第二条第一項中「就学指導」を「教育支援」に、「障害に応じた就学ができる」を「適切な就学及び一貫した支援が行われる」に改め、同項第一号中「障害の程度等」を「障害の状態、教育上必要な支援の内容等」に改め、同項第二号中「就学指導」を「教育支援」に改め、「委員会」の下に「障害の状態、教育上必要な支援の内容等について」を加え、同条第二項中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第三条及び第五条から第八条までの規定中「就学指導」を「教育支援」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている青森県就学指導委員会及びその委員は、青森県教育支援委員会及びその委員となり、同一性をもつて存続するものとする。

提案理由

障害のある児童生徒等への教育支援の充実を図るため、青森県就学指導委員会の機能を拡充するとともに、その名称を改めるため提案するものである。

議案第五号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表第一青森県立弘前中央高等学校の項中

全日制の課程	普通科	三年
定時制の課程	普通科	三年以上

を

全日制の課程	普通科	三年
--------	-----	----

に改め、

同表大畑校舎及び青森県立南部工業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

青森県立田名部高等学校大畑校舎及び青森県立南部工業高等学校の廃止並びに青森県立弘前中央高等学校の定時制の課程の閉課程に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

議案第六号

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条に規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を加え、同条第二項第一号イ中「二」を「ホ」に改め、同項第二号中「学校を設置する学校法人」の下に「又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「社会福祉法人」という。）を加える。

第三条第二項第二号中「又は特別支援学校」を「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

第四条第二項第一号イ中「二」を「ホ」に改め、同項第二号中「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加え、同条第三項第二号中「又は特別支援学校」を「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

新たな幼保連携型認定こども園制度の創設により、保育教諭が教員免許更新制の対象となることに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

議案第七号

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正)

第一条 青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第二条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第九条に規定する観覧券の交付及び第十条の規定によるホールの利用の許可に関すること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

指定管理者に青森県総合社会教育センター及び青森県立郷土館の管理を行わせることとした場合の業務の範囲を改めるため提案するものである。

議案第八号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十六万四千五百円」を「二十六万五千円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

学校医（健康管理医）の報酬年額を改めるため提案するものである。

学校・学科の在り方について（第1分科会報告概要）

1 学校・学科の在り方に関する基本的な考え方

(背景) ◇高等学校教育における多様化への対応と共通性の確保 ◇大幅な生徒数の減少
(これからの時代に求められる力の育成)

社会で必要となる基礎的・基本的な知識・技能

それらを活用して課題を解決する力

主体的・協働的に学習に取り組む意欲

◇高等学校段階で身に付けるべき学力の確実な習得 ◇学校から社会への円滑な移行

(学校・学科の在り方の検討に当たっての視点)

- ◇中学生・保護者のニーズ、地域の産業構造に留意した学科構成。
- ◇中学生が志に応じて高校や学科を選択できる環境の検討。
- ◇拠点校・複数学科併設校の設置について検討。
- ◇学習指導要領等の改善や大学入学者選抜制度改革等の動向を注視。

生徒数が減少する中であっても、生徒の希望に応じた学習ができる環境を整え、各学校・学科の特色を生かして生徒の個性や能力を伸ばし、新しい時代を主体的に切り拓く人財の育成に、「オール青森」の視点で取り組む。

2 全日制課程の方向性

(1) 普通科等

- ◇社会を牽引する人財、社会に貢献する人財の育成。進学対応、就職対応等、幅広い教育を提供する役割。
- ◇普通科系の専門学科の見直し。
(全ての学校で理数・英語教育の充実が進められるなど高校教育を巡る状況の変化に対応)

普通科…グローバル教育や理数教育等の拠点校の設置の検討。各校の特色化。

専門学科(理数、英語・外国語、スポーツ科学、表現)…設置意義等その役割を見極め、検討。

(2) 職業教育を主とする専門学科

- ◇基礎的・基本的知識・技能、職業の多様化に対応できる資質・能力の育成。
- ◇大学との接続を視野に入れた職業教育の充実。
- ◇各専門分野の幅広い学習内容を提供する拠点校の設置。他学科・学校、産業界等との連携。
- ◇地域の産業構造に留意し、各専門分野の基礎・基本を重視した学科に見直し。

農業科…農業に関する幅広い学習内容を提供できる拠点校の設置を検討。拠点校以外は、地域の特色に応じた農業の学習。

工業科…基幹学科(機械、電気、電子、建築、土木)を中心に、工業教育の拠点校の設置を検討。拠点校以外は、地域の産業構造に合わせた学習内容を提供。

商業科…商業科目における4分野(マーケティング、ビジネス経済、会計、ビジネス情報)を学習できる学校の在り方を検討。

水産科…本県水産業の担い手の育成。

家庭科…少子高齢化等に伴う生活産業の変化に対応した学科の在り方を検討。

看護科…5年一貫教育による看護師養成の充実。

その他の学科…学科の新設は、中学生等のニーズ、地域の就業状況等を踏まえ、慎重に判断。

(3) 総合学科

生徒のニーズを踏まえた系列の見直し。総合学科から他の学科へ、あるいは、他の学科から総合学科への転換等の検討により教育内容を充実。

3 定時制課程の方向性

◇広く学びの機会を提供。多様な事情を抱える生徒が入学している状況を踏まえ、スクールソーシャルワーカー等専門的な知識を有する職員配置の充実。学科の検討。

4 通信制課程の方向性

◇様々な事情を抱える生徒に高等学校教育を受ける機会を提供。進路変更の機会として、後期入学制度の導入を検討。

5 多様な教育制度の方向性

(1) 全日制普通科単位制

◇導入校における単位制の意義を見直し、充実に努める。

◇生徒の興味・関心を高め、進路志望等の達成に資する場合には他校への新たな導入を検討。

(2) 中高一貫教育

連携型中高一貫教育…連携中学校の生徒数減少等により連携が難しく、今後の在り方を検討。

併設型中高一貫教育

◇三本木高校は引き続き検証し、取組を充実。

◇新たな設置については、市町村の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮し、慎重に判断。

中等教育学校…併設型中高一貫教育校のさらなる設置への対応と併せて、総合的に研究。

(3) 総合選択制

◇複数の学科を有する高等学校の在り方と併せて、幅広い教育活動のさらなる充実に努める。

6 学校・家庭・地域との連携の推進

◇高等学校間の連携…これからの時代に求められる他者と協働しながら新たな価値を創造する力を身に付けるため、他校の生徒とも連携した活動により、切磋琢磨できる環境や社会性を育む機会をより多く確保。

◇小学校や中学校との連携…各発達段階に応じた連携の推進。

◇特別支援学校との連携…各校では、障害のある生徒や特別な支援を必要とする生徒一人一人の実情に応じて支援。インクルーシブ教育システムの構築。

◇大学等との連携…高等学校段階から大学レベルの教育・研究に触れる機会により、意欲的な生徒の能力を伸長。

◇家庭・地域との連携…生徒一人一人の個性や能力を伸ばす充実した教育環境の実現のため、連携を強化。

7 魅力ある高等学校づくりへの取組の推進

◇各学校の魅力化…各校の特色化、ノウハウの共有、高等学校教育の質の確保・向上により、魅力ある「行きたい学校」として選ばれる学校であることが重要。

◇各学校の情報発信…各校の取組や育成する人材像を明確に示し、中学生等が十分理解した上で進路選択できるよう情報発信。

◇教員の資質向上と専門的スタッフの配置…教員の資質向上。専門的スタッフ等の配置・拡充を検討。

◇全国からの生徒募集…全国募集する学科について検討する場合には、本県の高校生のニーズを第一に様々な視点を考慮。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成27年3月（平成27年2月1日～3月24日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭（56歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
・平成26年11月4日（火）午後1時35分頃
・弘前市内の県道
・自動車を運転中、交差点を右折する際、横断歩道を横断中の歩行者に気付くのが遅れ、衝突したもの。
・事故の相手方（女性1名 約6週間の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成27年2月16日

